

背景

- 平成25年10月に全国で初めて「鳥取県手話言語条例」を制定、愛知県は平成28年10月に「手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定した。
- 令和元年5月17日に豊田市議会自民クラブ議員団から「地域共生社会の実現を求める要望書」の提出があり、条例の制定に対して前向きに検討していく旨を回答した。
- 本市においては、障がいの特性、言語、文化、年齢等の違いから、相互理解及び意思疎通に未だ隔たりが生じており、誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現のためには、その隔たりの解消をより一層図っていく必要がある。
(全国状況) 全国341の自治体(28道府県、313市区町村)で手話言語条例、障がいの特性に応じたコミュニケーション条例が制定されている。(令和2年4月17日時点) ※出典: 全国手話言語市区長会

条例の基本的な考え

誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現

互いを認め合う**相互理解**及び円滑な**意思疎通**を通じて一人一人が地域社会とつながり、
 <安心できる豊かな暮らし> <いつまでも活躍したいと思える生きがい> <支え合いの地域>
 を共に創っていく必要がある。

①互いを認め合う相互理解の促進

多様な個性を認め合い、相手の意思を尊重する。

- 要配慮者への理解を啓発し、相互理解を深める。
- 手話言語の理解を促進する。

②意思疎通の円滑化

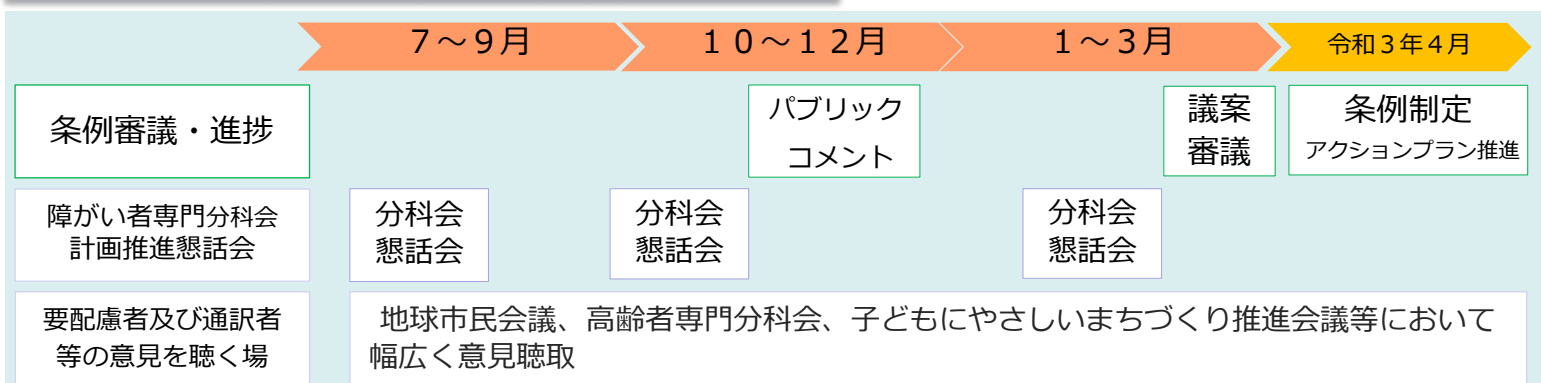
多様な意思疎通手段 を利用することの重要性を認め、その機会の確保及び拡大を図る。

- 言語及び多様な意思疎通手段を学ぶことができる機会を確保する。
- 手話言語を自然に身に付けることができる機会を確保する。

※ 意思疎通手段

音声、文字、手話、要約筆記、筆談、点字、音訳、重度障がい者用意思伝達装置、代筆、代読、拡大文字、触覚を使った意思疎通、実物又は絵図の提示、翻訳、音声言語通訳、やさしい日本語その他意思疎通を図るための手段をいう。

条例策定に向けたスケジュール (令和2年度)



条例骨格 (案)

前文 (地域共生社会の実現)

- 障がいの有無、国籍及び年齢を問わず、地域共生社会の実現を目指している
- そのために相互理解の促進及び意思疎通の円滑化を通じて、暮らしと生きがい、地域を共に創っていく
- 相互理解及び円滑な意思疎通に未だ隔たりが生じているため、その解消が一層必要

第1条 目的

- 地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化

第2条 定義

- 言語、市民、事業者、意思疎通手段、要配慮者、通訳者等

第3条 基本理念

- 地域共生社会の実現のためには、互いを認め合う相互理解及び円滑な意思疎通が重要である
- 相互理解の促進は、多様な個性を認め合い、相手の意思を尊重して行う
- 意思疎通の円滑化は、多様な意思疎通手段の重要性を認めるとともに、その機会の確保及び拡大を図られることを旨として行う

第4条 市の責務

- 基本理念にのっとり、相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する施策を推進する
- 施策を推進するため、必要に応じて要配慮者及び通訳者等の意見を聴く

第5条 市民の役割

- 基本理念にのっとり、市が推進する施策に協力するよう努める

第6条 事業者の役割

- 基本理念にのっとり、市が推進する施策に協力するよう努める
- 要配慮者に対する多様な意思疎通手段の利用の推進に努める

第7条 行動計画の策定

- 施策を推進するための行動計画を策定する

第8条 相互理解の促進

- 要配慮者への理解を啓発し、相互理解を深めるために必要な措置を講ずる
- 手話言語の理解を促進するために必要な措置を講ずる

第9条 意思疎通の円滑化

- 言語及び多様な意思疎通手段を学ぶことができる機会を確保し、意思疎通の円滑化のために必要な措置を講ずる
- 手話言語を自然に身に付けることができる機会を確保するために必要な措置を講ずる

第10条 財政上の措置

- 施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める

(仮称) 豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例 (案)

豊田市は、障害の有無、国籍及び年齢を問わず、誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現を目指している。

そのためには、互いを認め合う相互理解及び円滑な意思疎通を通じて一人一人が地域社会とつながり、安心できる豊かな暮らし、いつまでも活躍したいと思える生きがい及び支え合いの地域を共に創っていく必要がある。

本市は、これまでも多様な地域性を生かし合いながら、共働によるまちづくりを推進してきたが、障害の特性、言語、文化、年齢等の違いから、相互理解及び意思疎通に未だ隔たりが生じており、その解消を一層図っていく必要がある。とりわけ、手話は音声言語とは異なる独自の文法体系を持つ言語であることが広く知られているとはいえないため、手話言語の理解を進めていく必要がある。

私たちは、このような認識を共有し、一体となって、互いを認め合う相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に取り組むことで地域共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、誰もが互いを認め合う相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、相互理解の促進及び意思疎通の円滑化のための施策を推進することにより、障害の有無、国籍及び年齢を問わず、誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 言語 日本語や外国語を含めた音声言語及び手話言語をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。
- (3) 事業者 市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 意思疎通手段 音声、文字、手話、要約筆記、筆談、点字、音訳、重度障害者用意思伝達装置、代筆、代読、拡大文字、触覚を使った意思疎通、実物又は絵図の提示、翻訳、音声言語通訳、やさしい日本語その他意思疎通を図るための手段をいう。
- (5) 要配慮者 多様な意思疎通手段を用いた配慮が必要な障害者、外国人、高齢者、子ども等をいう。
- (6) 通訳者等 前号の要配慮者が行う意思疎通の補助を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現のためには、互いを認め合う相互理解及び円滑な意思疎通が重要であるとの認識の下に行われなければならない。

2 相互理解の促進は、多様な個性を認め合い、相手の意思を尊重して行われなければならない。

3 意思疎通の円滑化は、多様な意思疎通手段を利用することの重要性を認めるとともに、その機会の確保及び拡大が図られることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市民及び事業者と共に、相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する施策を推進する責務を有する。

2 市は、前項の施策を推進するため、必要に応じて要配慮者及び通訳者等の意見を聴くものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、要配慮者に対する多様な意思疎通手段の利用の推進に努めるものとする。

(行動計画の策定)

第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、行動計画を策定するものとする。

(相互理解の促進)

第8条 市は、要配慮者への理解を啓発し、相互理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、手話言語の理解を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(意思疎通の円滑化)

第9条 市は、言語及び多様な意思疎通手段を学ぶことができる機会を確保し、意思疎通の円滑化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、手話言語を自然に身に付けることができる機会を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。